

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第54回）

中国における請求項の文言解釈と
禁反言の法理

～無効審判手続過程における主張と権利範囲解釈～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において禁反言の法理は、禁止反悔原則と称され、審査過程における自身の主張と矛盾する権利主張を認めないというものである。禁反言については司法解釈に以下の通り規定されている。

最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法釈〔2009〕21号）

第6条 特許権の付与、若しくは無効宣告手続において、特許出願人または特許権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が特許権侵害をめぐる紛争案件で改めて特許権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。

本事件では「翹板（ぎょうばん、シーソー板の意味）」の文言解釈を巡り争いとなったが、最高人民法院は、無効審判手続において特許権者がスプリング等の外力を用いない点が先行技術との相違点であると主張したことから、スプリングを用いる被疑侵害製品は禁反言により技術的範囲に属さないとの判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

深セン大事件科技有限公司は、「携帯電話番号プレート取付台」と称する实用新型特許CN207503537（以下、537特許という）を所有している。争点となった537特許の請求項1及び2は以下のとおりである。なお符号は筆者において付した。

【請求項1】

携帯電話番号プレート取付台において、

相互にアクティブに接続する底座30及び翹板10を含み、

底座30上に凹槽が設置され、翹板10は部分的に底座30凹槽中に収納されかつ凹槽中を回転でき、翹板10一側には番号板20が設置され、番号板20の外表面上には携帯電話番号情報が設置され、翹板10を駆動して凹槽に対して回転させることにより、番号板20を凹槽中に隠す、あるい

1 最高人民法院2024年5月14日判決（2023）最高法知民終607号